

給水装置工事の設計・施工基準

令和2年10月5日改訂

高石市水道事業

目次

1	目的	4
2	分類	4
2-1	配水管	4
2-2	給水装置	4
2-3	貯水槽以下の装置	4
3	給水装置工事の種類	4
3-1	新設工事	4
3-2	増設工事	4
3-3	改造工事	4
3-4	撤去工事	4
3-5	修繕工事	4
4	給水方式	5
4-1	直結式給水	5
4-2	貯水槽式給水	5
5	給水対象	5
6	給水管布設位置及び深度	5
6-1	位置	5
6-2	深度	6
7	工事	6
7-1	土工事	6
7-2	配管工事	7
7-3	配管上の注意	10
7-4	管の保護	13

7-5	泥吐設備	13
7-6	消火栓	13
7-7	仕切弁	13
7-8	空気弁	14
8	水道メーター	14
8-1	設置基準	14
8-2	設置位置	14
9	給水装置の構造・材料及び給水用具	14
9-1	構造の基準	14
9-2	使用材料	15
9-3	給水用具	15
10	調査と協議	15
10-1	調査	15
10-2	協議	15
11	給水装置工事許可手続き	16
11-1	申し込み	16
12	審査及び監督	17
13	製図	18
13-1	方法	19
13-2	書き方	20
14	口径の決定	21
14-1	口径の決定の方法	21

15	給水管の管径均等数.....	22
16	監督職員による現場検査	22
16-1	中間検査	22
16-2	完成検査	22
	給水装置工事の施工について	24

1 目的

この基準は、水道法、水道法施行令、高石市水道事業条例、高石市水道事業条例施行規定及びその他関係法令に基づき、必要な事項を定め、給水装置の施工及び管理を適正かつ合理的に行うことを目的とする。

2 分類

2-1 配水管

配水施設から円滑に需要者へ輸送するために配置された管。

2-2 給水装置

配水管より分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水栓等の器具類。

2-3 貯水槽以下の装置

給水装置により供給され、自由水面となった貯水タンクからポンプ等を使用し給水栓に至るまでの装置。

3 給水装置工事の種類

3-1 新設工事

水道を使用するため、新たに給水装置を設置する工事をいう。また、メータの口径変更を伴う給水管の増径減径工事も含む。

3-2 増設工事

同一敷地内において、既設給水管に加え、新たに給水装置を設置する工事をいう。

3-3 改造工事

メータの口径変更を伴わない給水管の増減径工事、管種変更工事、給水栓の増設など給水装置原型を変える工事をいう。また、メータ位置の変更工事等も含む。

3-4 撤去工事

給水装置を配水管又は給水装置の分岐部から撤去する工事。

3-5 修繕工事

水道法に基づく給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として給水装置の原型を変更せずに給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

4 給水方式

4-1 直結給水方式

直結給水方式は、配水管の水圧で直結給水する方式（直結直圧式給水）と、給水管の途中に増圧装置を設置し直結給水する方式（直結増圧式給水）がある。

(1) 直結直圧式給水

給水設備の設置場所が配水管埋設路面より 7.5m 未満であり、配水管の管径及び水圧が給水装置の使用水量に対して十分な場合は、直結直圧式給水とする。

(2) 直結増圧式給水

下記貯水槽式給水のうち、10階までの建物で40戸以下の集合住宅等必要な条件を満たした場合、直結増圧式給水とすることができる。

詳細については別紙「直結増圧式給水装置施工基準」によること。

4-2 貯水槽給水方式

貯水槽給水方式は、配水管から分岐し貯水槽に受け、この貯水槽からポンプで加圧し直接給水する方式（圧送方式）と、ポンプにより高地に設置された水槽に給水し、自然流下で給水する方式（高置水槽方式）がある。

次に掲げる場合は、貯水槽式給水としなければならない。

(1) 3階建以上の建物の場合。ただし、設置する給水設備について、下記の条件を満たした場合は直結式給水を認めるものとする。

- ① 給水栓の高さが配水管埋設路面より 7.5m 未満であること。
- ② 必要水圧の設定されている給湯器設備等でないこと。
- ③ 出水不良に関する誓約書を提出すること

(2) 2階建以下の建物で、給水設備の設置場所が配水管埋設路面より 7.5m 以上の場所に設置されている場合。

(3) 一時に多量の水を必要とするか、又は常時一定の水圧を必要とする場合。

(4) 給水制限又は工事などによる断水時にも給水の持続を必要とするもの。

(例) 工場、病院、ホテル、市場、大型店舗等

(5) 雑居ビル（住宅用がある場合）は一系統とする。ただし、店舗等の出入がはげしく、貯水槽容量が把握しにくい等の理由による場合は（1）の条件を満たしているものに限り、直結直圧式給水を認めるものとする。

(6) $\phi 75\text{mm}$ 以上のメーターを取付ける場合。（直結直圧式給水で使用水量が少

ない場合、メーターの適用使用流量範囲外になる可能性があるため。)

5 給水対象

水道法等関係法令に基づき、生活用水を供給することを基本とし、本市が必要であると認められたもの。

6 給水管布設位置及び深度

6-1 位置

- (1) 公道部の布設は占用位置を誤らないよう布設すること。
- (2) 管路は出来るだけ直線配管で行い、建物の外まわりに配管し、かつ、修繕の行いやすい場所に布設すること。また、水が汚染されるおそれがある箇所から遠ざけると共に、酸、アルカリ、化学薬品、熱等、管に損傷を与えるおそれのある場所は避けること。

6-2 深度

埋設深度は表-1の通りとする。ただし、障害物などで下記の基準以外になるときは、水道事業管理者の指示による。

(表-1)

区 分	口径φ13mm~50mm	口径 φ75mm 以上
公 道	土かぶり 80cm 以上	土かぶり 80cm 以上
公道に準ずる私道	// //	// //
歩 道	60 //	// //
私 道	60 //	// //
宅 地	30 //	// //

7 工事

工事は「改訂 給水装置工事技術指針」(給水工事技術振興財団発行)を遵守するものとし、以下、特に注意を要するものを列記する。

7-1 土工事

(1) 掘削

掘削に先立ち、地上及び地下構造物に損傷を与えないよう注意すること。

- ① 掘削面積の大きさは必要最小限度にとどめ、不経済にならないように注意すること。
- ② 舗装路面の取りこわしはコンクリートカッター、コンクリートブレーカー等を使用し、取りこわし箇所以外の路面に亀裂を生じさせないこと。
- ③ 給水管の布設に際して既設の地下埋設物とさくそうする場合は、30cm以上間隔を保つこと。
- ④ 既設の地下埋設物がさくそうしているとみられる箇所の掘削は、事前にガス会社、電力会社、NTT、下水道及びその他関係官公署会社等と緊密な連絡のもとに十分な打ち合わせの上、原則として、これら関係者の立会のもとに注意深く施工すること。
- ⑤ 道路を横断して掘削する場合は、片側の工事を完了し、交通を妨げないよう必要な措置を講じた後、他方を掘削すること。

(2) 埋戻し

埋戻しは、管の周囲に間隙のないよう充分つき固め、上層は舗装用砕石を使用し、不陸のないよう充分転圧すること。

(3) 路面復旧

① 仮復旧

舗装道の路面は道路管理者の指示に従い直ちに仮復旧を行うこと。

② 本復旧

本復旧は道路管理者の指示により行うこと。

7-2 配管工事

(1) 分岐

給水管を取り出すため、既設配水管または給水管を掘出した時点で当該管が上水道管であることを十分に確認した後に着手すること。

(2) 分岐の制限

- ① $\phi 400\text{mm}$ 以上の配水管及び送水管から分岐してはならない。
- ② 異形管から分岐してはならない。

- ③ 分岐口径は被分岐管の同口径以下とする。
- ④ 穿孔箇所の間隔は30cm以下にはしてはならない。又、継手から両端50cm以上離れたところとする。
- ⑤ 配水管の末端より分岐する場合、その管末より50cm以上の間隔をとらなければならない。

(3) 分岐方法

- ① 分岐方法には、分水栓又は割丁字管の取付けによる不断水工法と、既設配水管を断水し、丁字管又はチーズを用いて分岐する方法がある。これらの分岐方法については分岐方法表のとおりとする。

分岐方法表

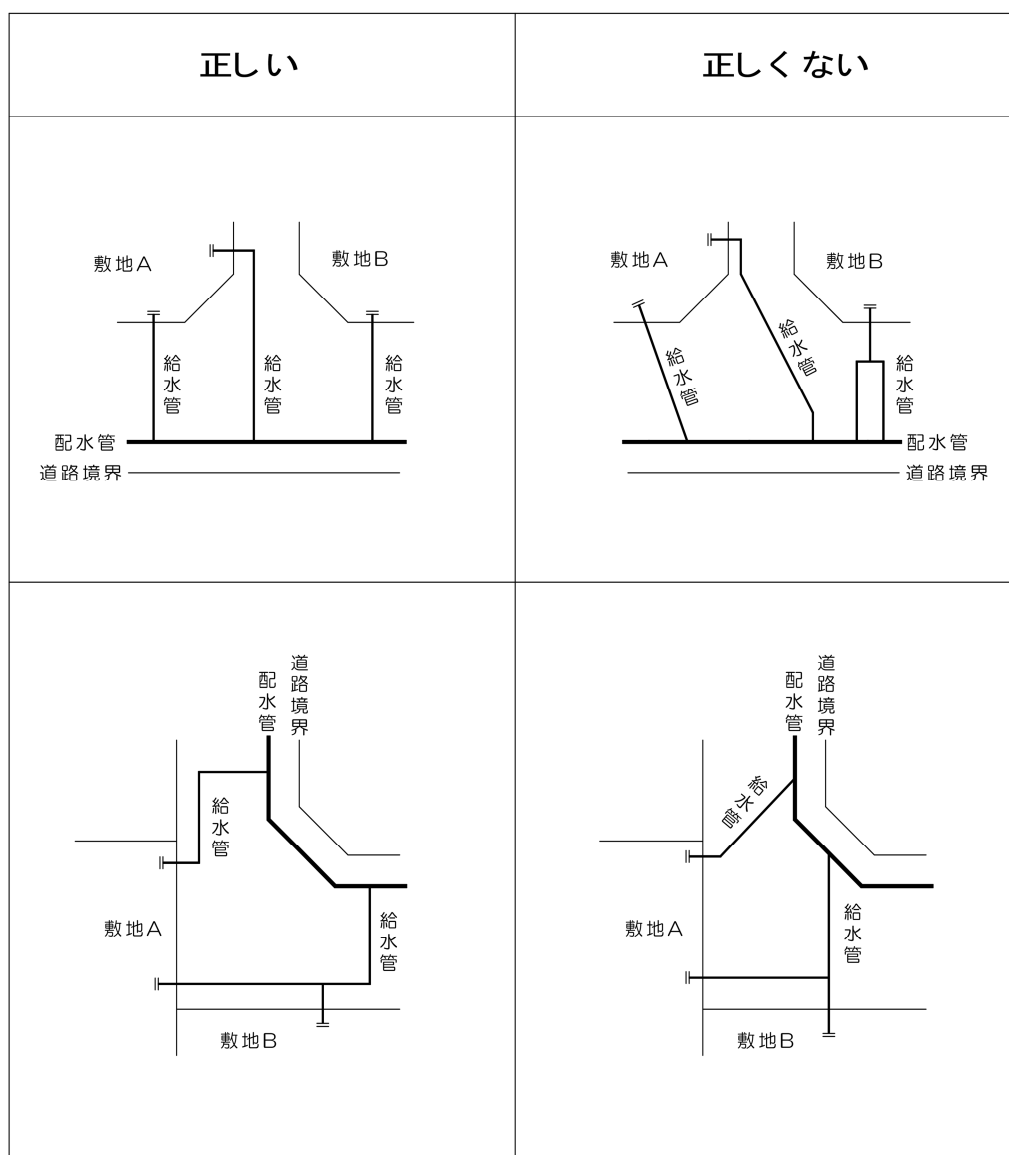
分岐管種 被分岐管種	分岐口径 被分岐口径	PP				铸铁管
		φ20mm	φ25mm	φ40mm	φ50mm	φ75mm以上
铸铁管	φ75mm以上	A				C ※1
HVP	φ40mm	A又はB		B		
	φ50mm	A			B	
	φ75mm以上	A				C ※1
PP	φ40mm	A又はB		B		
	φ50mm	A			B	

A	サドル付分水栓
B	チーズ
C	割丁字管又は丁字管 ※2

※1…分岐口径は被分岐口径の同口径以下とする。

※2…水道事業管理者の指示に従うこと。

- ② 分岐方法は当該配水管の布設してある道路の境界線(分岐箇所が交差点にある場合は境界線の延長)までは配水管と直角に布設すること。(図-1 参照)

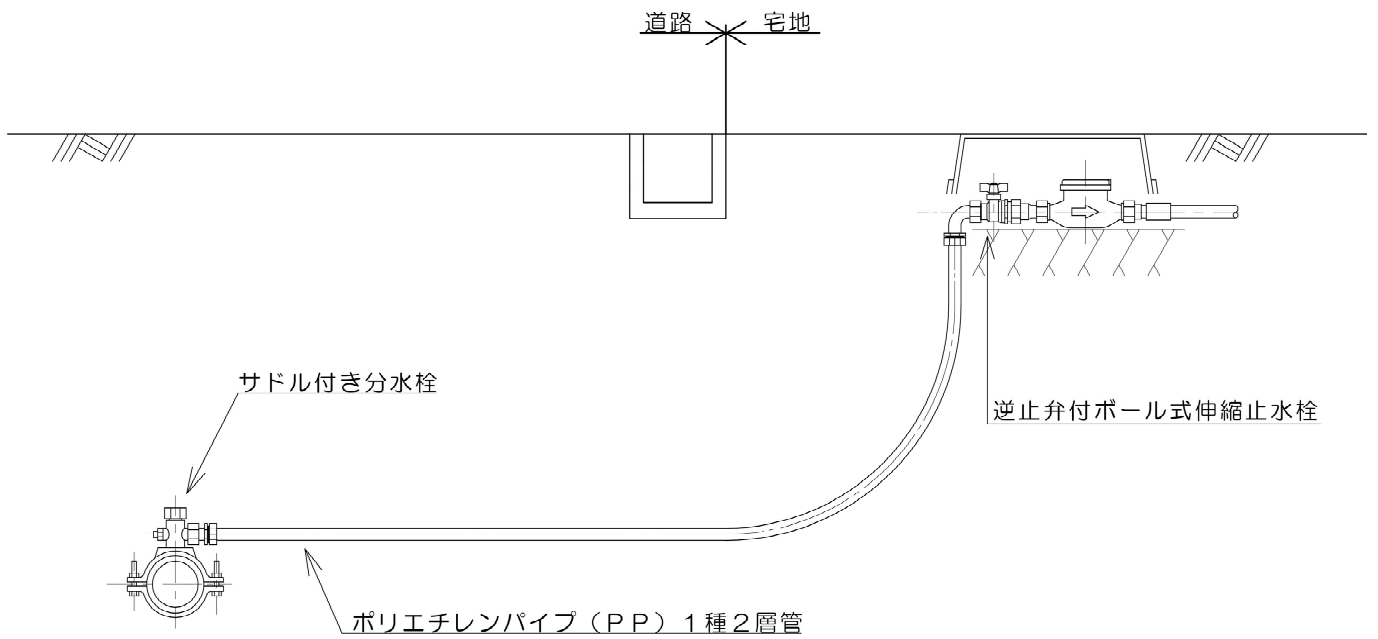


(図-1)

7-3 配管上の注意

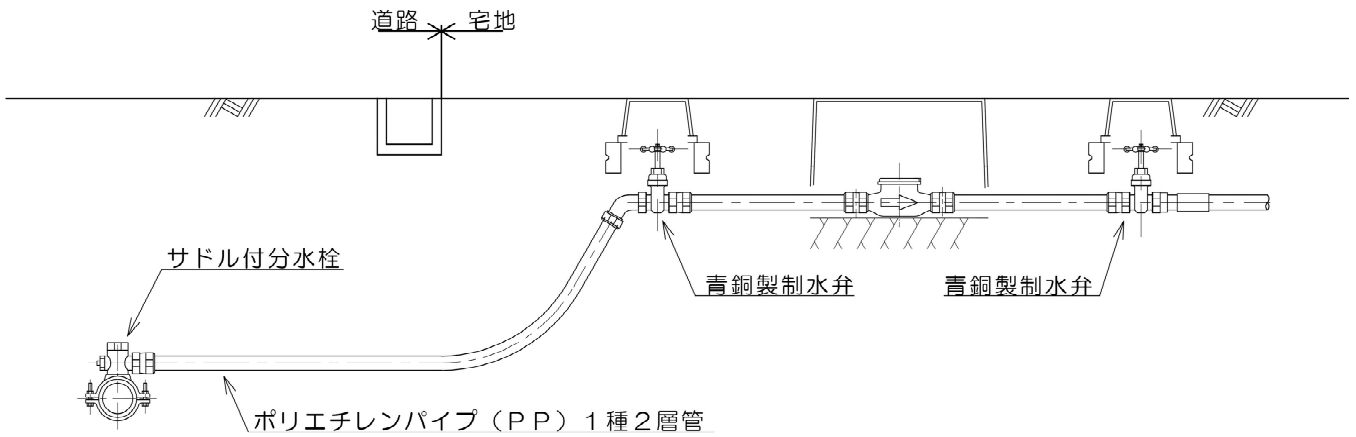
- (1) 埋設後に荷重による引張力がかからないよう余裕をもたせて布設すること。
- (2) 給水管内に水の滞溜や空気の停滞を生じさせないようにすること。
- (3) 配管する前に管内を充分清掃するとともに、管体の検査を行い、亀裂その他欠陥がないことを確認すること。
- (4) 屋敷内の地中配管は、家屋の外まわりに布設するものとするが、やむを得ない事情がある場合は事前に水道事業管理者の承認を得ること。
- (5) 引込配管方法は、図2～5のとおりとし、埋設深度は原則として、サドル分水栓及び、割丁字管の取り出し口の深度とし、宅地内まで同じ深度で埋設すること。ただし、他の埋設物等支障のある場合はこの限りでない。
- (6) 開渠を横断して給水管を布設するときは、原則として開渠を下越しすること。

φ20mm・φ25mm 給水引込標準図



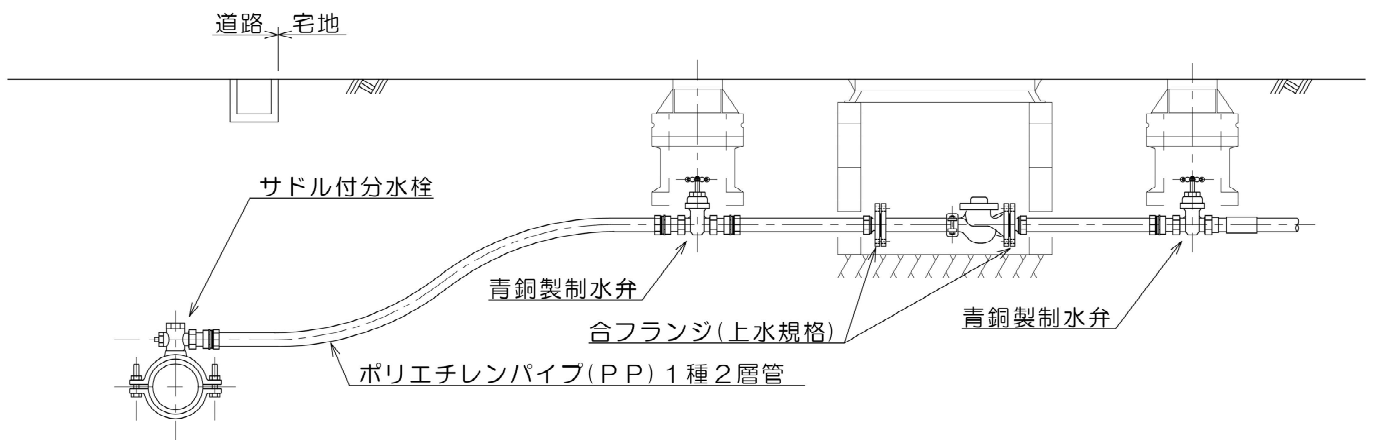
(図-2)

φ40mm 給水引込標準図



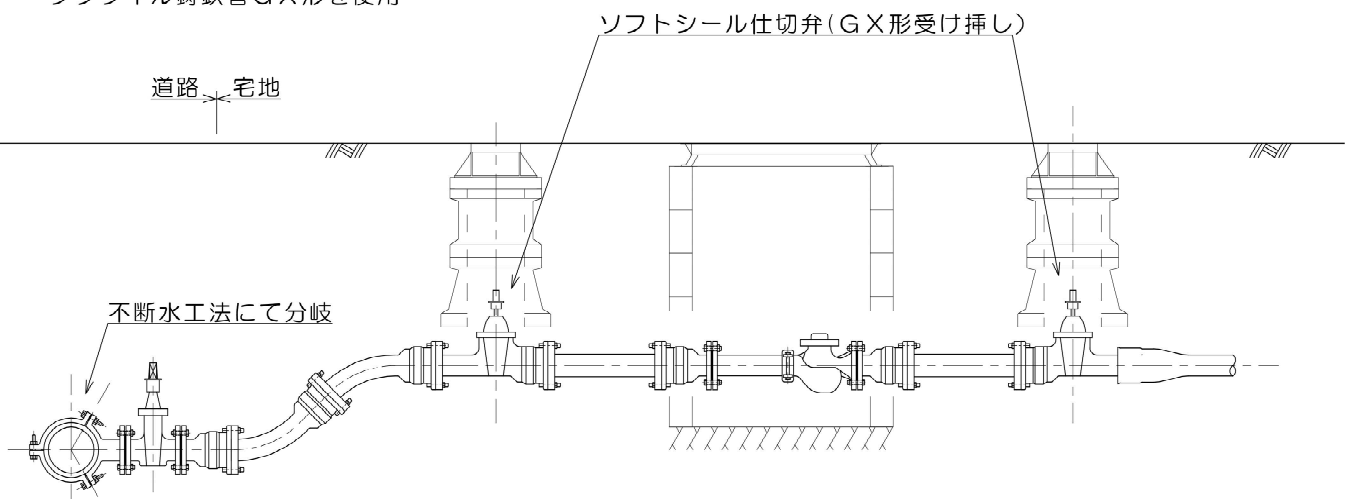
(図-3)

φ50mm 給水引込標準図



(図-4)

φ75mm~φ150mm 給水引込標準図
ダクタイル鋳鉄管GX形を使用



(図-5)

7-4 管の保護

- (1) 給水管の露出部分が凍結及び外傷の恐れがある時は、その部分を保温材及び綿布等、その他これに類する適当な材料で覆うものとする。
- (2) 給水管の露出部分が60cm以上に及ぶときは、たわみによる震動を防ぐため、適当な間隔に、掘り金物、その他を用いて建造物等に固定しなければならない。
- (3) 給水管には水撃作用によって管に損傷を与えるような機械又は器具を直結してはならない。
- (4) 管が電食や酸、アルカリ、化学薬品、熱等による損傷を受ける恐れのある場所にやむを得ず布設する場合は、あらかじめその防止措置を適切に行うこと。

7-5 泥吐設備

- (1) 配管の末端で水路等に面したところに設置すること。汚水管、会所等に設置する場合は、逆流を防止する措置を講じること。
- (2) 排水口は計画水位面の上に出し、水路下流に向って適切な角度で取り付け、水路の防護を考慮すること。
- (3) 泥吐管の口径は、水道事業管理者の指示によること。
- (4) 泥吐弁としてバルブを設置する場合、現場（行き止り箇所）に応じて設置すること。

7-6 消火栓

- (1) 消火栓設置の場合は水道事業管理者及び消防署と事前協議を行うこと。
- (2) 道路の交差点及び分岐点付近の消火活動に便利な地点に設置すること。
- (3) 消火栓の吐水口径は $\phi 65\text{mm}$ とする。管径 $\phi 75\sim\phi 250\text{mm}$ は単口消火栓、 $\phi 300\text{mm}$ 以上は消防署と協議の上決定すること。
- (4) 消火栓本体の故障時に必要となる補修弁を必ず設置すること。

7-7 仕切弁

- (1) 少数の弁操作により断水区域を最小範囲にとどめることができるよう配慮すること。
- (2) 分岐管に設置すると共に被分岐管にも場所に応じて設置すること。
- (3) 設置場所は維持管理及び操作が容易なところとする。
- (4) 重要な水路、軌道等の横断の前後には必ず設置すること。

7-8 空気弁

水路等の橋に添架する場合等、管路の高い場所には管中に停滞空気が生じて通水を阻害することのないよう、水道用空気弁を必ず設置すること。

8 水道メーター

8-1 設置基準

- (1) 給水栓まで直接給水するものについては、専用又は共用給水装置ごとに1個とする。
- (2) 貯水槽を設けるものについては、貯水槽ごとに1個とする。
- (3) 私設消火栓には設置しない。
- (4) メーター口径は使用水量に適したものとする。
- (5) その他、水道事業管理者の指示によること。

8-2 設置位置

- (1) メーターの設置は敷地に入ってすぐの私有地内とし、使用者が不在の時でも容易に検針できる場所とすること。
- (2) メーターの取り替え作業が容易であり、メーターの損傷、凍結等の恐れがない場所であること。また、自動車の下には設置しないこと。
- (3) メーターは乾燥して汚水の入り難く、かつ破損しない場所であること。
- (4) メーターは給水栓より低位置、かつ、水平に設置すること。またメーターの遠隔指示装置を設置する場合は、正確かつ効率的に検針でき維持管理が容易なものとする。
- (5) 集合住宅等、同一敷地内に複数のメーターを設置する場合は、原則として各部屋番号を記した破損しにくいタグをメーターボックス内の止水栓に取付けるものとする。
- (6) その他、水道事業管理者の指示によること。

9 給水装置の構造・材料及び給水用具

9-1 構造の基準

- (1) 需要者が必要とする水量を十分供給でき、かつ、管径は著しく過大でないこと。
- (2) 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直結されていないこと。
- (3) 水圧、土圧、不同沈下及び凍結等に対して安全で耐久性に富み、水の漏れる恐れがないこと。
- (4) 当該給水装置以外の水管、その他の設備に直結されていないこと。

- (5) 水が汚染され、又は逆流する恐れがないこと。
- (6) 大便器洗浄弁には、フラッシュバルブを使用しないこと。
- (7) 将来とも維持管理が容易であること

9-2 使用材料

高石市において承認をされた材料を使用すること。(高石市土木部上下水道課使用材料一覧参照)

一覧にない場合は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令、または、給水装置工事の手引きに基づき性能基準に適合したものを使用すること。

9-3 給水用具

一定の水圧に耐え、耐久性に富み、逆流作用を生じないものとし、接続は指定給水装置工事事業者が行うこと。

10 調査と協議

10-1 調査

調査に当たっては、次の事前調査及び現場調査を充分行い、設計に必要な資料を収集すること。

- (1) 給水区域など
- (2) 公道か私道かの確認
- (3) 配水管、その他地下埋設物の埋設状況
- (4) 関係のある既設給水装置
- (5) 河川と水路
- (6) 道路の舗装種別
- (7) 工事による公害の有無及びその対策
- (8) 権利関係（私権のあるものについては同意書）
- (9) 分岐位置と給水口の高低差
- (10) メーター、止水栓及び仕切弁の設置位置
- (11) 使用水量、用途、使用期間及び人員
- (12) 給水口の位置と取付け器具の種類と数量

10-2 協議

- (1) 道路及び河川占用工事などについては関係官公署その他各占用者と充分協議を行うこと。

- (2) 関係課との協議を必要に応じ行うこと。
- (3) 付近住民との協議を必要に応じ行うこと。
- (4) 貯水槽方式の場合、その容量等については事前に水道事業管理者と協議を行うこと。また、市保健衛生担当部局とも協議を行うこと。

11 給水装置工事許可手続き

給水装置工事許可手続きとは、工事を施行しようとする箇所の現地調査に始まり、設計書を作成し工事施行の許可を得るまでの一切の事務手続き及び技術的な措置をいう。

11-1 申し込み

水道事業管理者指定用紙「第10条関係 様式第1号 給水装置工事申込書兼工事許可申請書及び設計書（以下、給水工事申込書）」ほか必要な書類を添付して水道事業管理者へ提出すること。

(1) 申込書等記載についての注意

- ① 所定の用紙に文字は楷書で、数字はアラビア数字で丁寧に書くこと。
- ② 氏名は読み仮名をつけること。
- ③ 申込者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の氏名を明記すること。

(2) 申し込みの成立

提出した給水工事申込書並びにその他工事に必要な関係書類の審査を受けてから、所定の納付金を水道事業管理者へ納金した時をもって申し込みが成立するものとする。

(3) 工事施行の許可

納付金納入後に施行すること。納付金納入前の工事着工は行わないこと。なお、公道掘削、河川横断など関係官公署の許可を要するものについては、関係官公署の許可も併せて取得する事。

(4) 設計変更

給水装置の設計については、細心の注意を払い設計を行うこと。給水栓数や配管路等に変更が生じる場合は、設計変更を行うこと。

(5) 申し込みの取り消し

申込者は、工事の中止などの理由により施行を取り消した場合は、遅滞なく給水装置工事申込取消願を届出なければならない。

(6) 工事用給水装置及び用途変更に関する厳守事項

本給水装置工事の施工にあたり、指定給水装置工事業者は申込者に対し、施工内容について十分な協議を行い、また、丁寧な内容の説明を行うこと。なお、不明な点は水道事業管理者と協議を行い指示を受けること。

(7) 申し込みに必要な添付書類

添付書類	添付条件
分岐承諾書	私設管から分岐をする時
土地通過承諾書	他人の敷地を通過して給水管を布設する時
誓約書	栓数超過（表-3参照）、 メーター口径φ13mm 鉛製給水管の使用 3階給水（直圧方式） その他

・その他

水道事業管理者の指示する書類

12 審査及び監督

(1) 申し込み審査及び確認

給水工事の申し込みを受けたときは、給水工事申込書及び下記の添付書類の審査、確認を必要に応じ行うものとする。

- ① 道路掘削許可申請書
- ② 道路占用許可申請書
- ③ 道路使用許可申請書
- ④ 建築確認済証明書
- ⑤ 各利害関係者の同意書
- ⑥ 水理計算書
- ⑦ その他、水道事業管理者が必要と認めるもの

(2) 監督

関係法規を熟読し、安全管理を遵守し工事を遂行すること。又、施工方法及び材質について耐圧等を含む検査を行い確実安全なる設備の完工を期すること。

(3) 安全の確認

人命尊重を基本に保安設備等の再確認を行うこと。また、工法について、安全の確認

を行うこと。

(4) 工法等の確認

配水管、給水装置の各部を設計図と照合しながら本施工基準に基づき次の事項を確認すること。

- ① 管の種類、口径、布設延長
- ② 管の埋設位置と深度
- ③ 管の接合方法
- ④ 分岐、屈曲、径落し工法
- ⑤ 防護材料とその工法
- ⑥ 逆流防止のための器具の設置状況及び器具の吐水口と満水面との間隔
- ⑦ 器具の取付け方法
- ⑧ メーターボックス等の設置状態
- ⑨ 埋戻し状態

(5) 材料の確認

使用材料の管や器具等に対する規格及び厚生労働省令で定める性能基準に適合しているか確認を行うこと。

(6) 機能の確認

各種器具類から各々に通水して、メーター指針の回転状態並びに器具の吐水、及び作動状態等主要部の機能等について確認を行うこと。

(7) 水質の確認

色度、濁度、臭気の確認を行うこと。

(8) 工事写真

設計書と施工現場の対比ができ、また、完成後の記録を明確にするために、写真は原則として設計図書に掲げる各工事について、施工状況を撮影すること。また、提出する写真は比較を容易にするため施工前、施工中、施工後と同一場所で順序を追って収録する。なお、各工事の撮影方法については下記のとおり。

- ① 既設及び新設給水管の敷設状況
- ② コア挿入状況
- ③ 切粉の排出状況
- ④ 分水栓閉止状況

⑤ その他、水道事業管理者の指示による箇所

13 製図



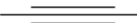











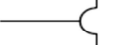

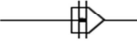
給水装置の製図は、一定の記号により給水する家屋または施設に、水栓の位置、配管状態、使用材料器具等を図示し、工事の設計、施行、及び給水装置の維持管理のために、必要な基本的資料となるものであるから、明瞭かつ正確に描かなければならない。

13-1 方法

需要者の給水の申し込みにより、現場の家屋または施設の平面図及び付近の見取図（建築設計図があれば参考とする）を作成し、これに基づき設計図を製図する。

(1) 記号

給水装置の製図は、一見して誰にもわかりやすい記号を用いて図示するが、基準は表-2とする。また、地形や地物及び行政区画の区分などは一般土木製図基準による。

DIP-GX	ダクタイル鋳鉄管GX形		管の立ち上り
PP	ポリエチレン管(1種2層管)		管の立下り
HIVP	耐衝撃性硬質塩化ビニル管		さや管
PBP	ポリブデン管		管口径変更
φ mm	新設管(赤色)		仕切弁
φ mm	既設管(黒色)		逆止弁
φ mm ×××××	撤去管(×を赤色)		補修弁
	止水栓		消火栓(地下式)
	メーター		空気弁
	各種給水栓		管の交差
	ボールタップ		K形
	キャップ止め		G X形

(2) 縮尺

給水装置の縮尺は、給水工事申込書に適合するよう書くこと。ただし、規模の大きい家屋、施設（学校、病院等）の装置については、別に製図用紙を用いて書き、設計書に添付してもよい。

(3) 方位

方位は図面の上の方を北として書くのが原則であるが、やむを得ない場合は変更してもよい。但し方位を明示すること。

(4) 文字

製図に表わす名称寸法等の文字はJIS Z 8302製図通則に基づき、明確に書かなければならない。

(5) 単位

配管の長さや口径の単位は、管種にかかわらずメートル法によって表わし、管の口径はミリメートルを単位とし、延長はメートルを単位とする。

例	HVP	φ25mm－20.0m
	DIP-GX	φ100mm－50.0m
	チーズ	φ50mm×φ40mm

13-2 書き方

給水装置の製図（平面図、立体図、詳細図）は下記による。

(1) 平面図

建物の間取の配置、配水管位置、口径、道路の巾、歩車道の区別、側溝、敷地、境界線及び既設管などを一定の縮尺により、黒色実線をもって書き、新設管は赤色実線で書くこと。

(2) 立体図

立体図は、主として給水装置の配管を平面図に表わすことのできない部分に使用する材料や、施工法を明瞭にするために必要なもので、配水管埋設路面より7.5m以上に給水装置のある場合及び貯水槽を設置する場合は、明確に描かねばならない。通常45度の傾斜で縮尺は現実寸法に応じて一定比率を拡大、または縮小して分かりやすく書くこと。

(3) 詳細図

詳細図は平面図、立体図で書かれたものが給水装置によっては複雑した配管箇所、または、口径 ϕ 75mm以上の工事の配管状況を表すもので、詳細図は立体図と同様斜投影法で描かれるのが好ましい。

14 口径の決定

給水管の口径は、配水管の水圧と給水管の延長、取付器具、給水栓の高さ及び所要水量等から計算を行い、経済的、且つ将来の維持管理にも支障のないように求めること。

なお、新設・増設工事については ϕ 20mm以上とする。

14-1 口径の決定の方法

口径は表-3及び、表-4を基に決定する。

給水栓数	給水管引込口径
1 ~ 10	ϕ 20mm
11 ~ 15	ϕ 25mm
16 ~ 29	ϕ 40mm
30以上	水道事業管理者と協議

(表-3)

使用水量 口径	適用使用流量範囲 (m ³ /h)
ϕ 20mm	0.2 ~ 1.6
ϕ 25mm	0.23 ~ 2.5
ϕ 40mm	0.4 ~ 6.5
ϕ 50mm	1.25 ~ 17.0
ϕ 75mm	2.50 ~ 27.5

(表-4)

※ メーターの性能又は管内最大流速を2m/secとする。

15 給水管の管径均等数

給水装置において、幹線管より分岐できる枝管は表-5を基準とする

管 径 均 等 表

分岐又は水栓口径 (mm)d 管口径(mm)D	13	20	25	30	40	50	75	100	150
13	1.00								
20	2.93	1.00							
25	5.12	1.74	1.00						
30	8.07	2.75	1.57	1.00					
40	16.5	5.65	3.23	2.04	1.00				
50	29.0	9.88	5.65	3.57	1.74	1.00			
75	79.9	27.2	15.5	9.88	4.81	2.75	1.00		
100	164.	55.9	32.0	20.2	9.88	5.65	2.04	1.00	
150	452.	153.	88.1	55.9	27.2	15.8	5.65	2.75	1.00

(表-5)

16 監督職員による現場検査

16-1 中間検査

工事施工中のものについて必要に応じ、随時、現場調査を行ない、その施工法等について指導する。

16-2 完成検査

給水装置工事の完成届提出後、給水装置工事主任技術者立会のうえ、次の事項について行なう。ただし、(4) から (6) については自主検査とするが必要に応じて検査を行う。

(1) 水圧検査

完成した給水装置に1.0Mpaの水圧をかけ、一分以上その状態を保持し、水圧の低下がない事を確認する。

(2) 水質検査

機能検査後に色度、濁度、臭気、味及び残留塩素の検査をする。

(3) 工法検査

給水装置の各部を完成図と照合し、標準工法をもとに主として、次の事項について検査する。

- ① 管の種類、口径、布設延長
- ② 管の埋設位置と深度
- ③ 管の接合方法
- ④ 分岐、屈曲、径落し工法
- ⑤ 防護材料とその工法
- ⑥ 逆流防止のための器具の設置状況及び器具の吐水口と満水面との間隔
- ⑦ 器具の取付け方法
- ⑧ メーターボックス等の設置状態
- ⑨ 埋戻し状態

(4) 材料検査

使用材料の管や器具等に対する規格及び厚生労働省令で定める性能基準に適合しているか検査する。

(5) 機能検査

水圧、工法、材質の各検査が終わったときは、各種器具類から各々に通水して、メーター指針の回転状態並びに器具の吐水、及び作動状態等主要部の機能等について検査する。

給水装置工事の施工について

新築・改築等で給水装置の新設・増設・改造及び撤去をしようとするときは、市に申し込み承認を受けてから施工し、完成後は検査を受けること。工事は高石市の指定給水装置工事事業者でなければ施工できません。

施工の川順序

	内 容	施主	施工業者	市	備 考
1	工事依頼	◎			施主が施工業者（指定給水装置工事事業者）に依頼
2	事前協議	○	◎		開発行為・大口径管敷設・受水槽設置等の場合
3	工事申し込み	○	◎		給水工事申込書を提出する ※1
4	設計審査			◎	約10日間必要（日祭を含む）
5	加入金・手数料納付	○	◎		加入金と設計審査・完成検査手数料を納付
6	工事承認			◎	
7	工事施工		◎		各納付金を納入後、着手すること。 ※2
8	中間検査			◎	必要に応じて中間検査を行う。
9	竣工		◎		完成届を提出。同時に検査も申し込むこと。 ※3
10	完成検査			◎	給水装置工事主任技術者が立ち会い。 ※4
11	メーター貸与			◎	検査合格後にメーターを貸与する。施工業者が設置
12	給水開始			◎	日常の維持・管理は施主の責任

- ※1 道路掘削許可申請書、第三者の土地通過承諾書、第三者の給水管分岐承諾書等が必要な場合があります。
- ※2 工事にかかる契約等は施主と施工業者の間で十分協議すること。関係法令を遵守して施工すること。
- ※3 工事写真は、工事用アルバムA4版で別添すること。
- ※4 工事の関係書類は、指定給水装置工事事業者が3年間保存すること。
- ※5 工事の瑕疵による問題は、施主と施工業者の間で解決すること。